

○経済産業省令第 号

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第 号）及び中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第十三号）の施行に伴い、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年 月 日

経済産業大臣 世耕 弘成

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第六項第一号を次のように改める。

- 一 厚生年金保険法第九条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第一項又は健康保険法第三条第一項に規定する被保険者（厚生年金保険法第十八条第一項若しくは船員保険法第十五条第一項に規定する厚生労働大臣の確認又は健康保険法第三十九条第一項に規定する保険者等の確認があつた者に限

り、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者（以下この号において「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同条に規定する短時間労働者（以下この号において「短時間労働者」という。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当する厚生年金保険法第九条又は健康保険法第三条第一項に規定する被保険者を除く。）

第一条に次の五項を加える。

15 この省令において「災害」とは、震災、風水害、火災、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいい、「災害等」とは、災害並びに中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の経済産業大臣が定める事由、同項第二号の経済産業大臣が指定した事業活動の制限、並びに同項第三号及び第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由をいう。

16 この省令において「特定贈与認定中小企業者」とは、第九条第二項に規定する特別贈与認定中小企業者及び特別贈与認定中小企業者であつた者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）のうち、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与（遺贈（贈与をした者（以下「贈与者」という。）の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）に含まれる贈与を除く。以下同じ。）の時が災害等が発生した日より前であつた中小企業者をいう。

17 この省令において「特定相続認定中小企業者」とは、第九条第三項に規定する特別相続認定中小企業者及び特別相続認定中小企業者であつた者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）のうち、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）に係る相続の開始の日が災害等が発生した日前又は災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間である中小企業者をいう。

18 この省令において「贈与認定前中小企業者」とは、中小企業者の代表者が災害等の発生前に贈与により取得した当該中小企業者の株式等（株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。）又は持分をいう。以下同じ。）に係る贈与税を納付するこ

とが見込まれる場合において、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者をいう。

19 この省令において「相続認定前中小企業者」とは、中小企業者の代表者が災害等が発生した日前又は災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間に相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る相続税を納付することが見込まれる場合において、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者をいう。

第三条第四項中「事業所」を「事務所」に改める。

第六条第一項第一号中「（株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。）又は持分をいう。以下同じ。）」を削り、同項第二号中「（贈与をした者（以下「贈与者」という。）の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）」及び「（遺贈に含まれる贈与を除く。以下同じ。）」を削り、同項第七号又中「計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）」を「計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該贈与の時における常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。）」に

改め、同項第八号リ中「計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）」を「計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該相続の開始の時間における常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。）」に改める。

第七条第一項中「経済産業大臣」を「当該中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）」に改め、同条第二項、第三項及び第四項中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同条に次の一項を加える。

5 経済産業大臣は、認定中小企業者（第九条第一項の認定中小企業者をいう。）、特別贈与認定中小企業者（第九条第二項の特別贈与認定中小企業者をいう。）及び特別相続認定中小企業者（第九条第三項の特別相続認定中小企業者をいう。）における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の認定書の交付を受けた認定中小企業者、特別贈与認定中小企業者及び特別相続認定中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

第九条第一項及び第二項柱書き中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同項第三号中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に、「計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた

数)が、「を「計算した数が、」に、「計算した数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)を下回る数」を「計算した数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)を下回る数」に、「計算した数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)を下回る数」を「計算した数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)を下回る数」に、「計算した数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)を下回る数」を「計算した数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)を下回る数」に改め、同項第四号、第五号、第八号及び同条第三項柱書き中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同項第三号中「計算した数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)が、「を「計算した数が、」に、「計算した数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)を下回る数」を「計算した数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)を下回る数」に改め、同項第四号、第五号、第八号、同条第四項、第五項及び第六項中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同条に次の一項を加える。

7 経済産業大臣は、認定中小企業者、特別贈与認定中小企業者及び特別相続認定中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の規定により通知された認定中小企業者、特別贈与認定中小企業者及び特別相続認定中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要

と認める事項に関する情報を求めることができる。

第十条第三項中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第四項及び第五項中「（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）」を削る。

第十一条第三項中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第四項及び第五項の表中「（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）」を削る。

第十二条第一項から第十項まで及び第十一項柱書き中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第十一項第二号中「（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）」を削り、同条第十二項、第十三項及び第十四項中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同条に次の一項を加える。

15 経済産業大臣は、特別贈与認定中小企業者及び特別相続認定中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の確認書の交付を受けた特別贈与認定中小企業者及び特別相続認定中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

第十三条の見出し中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第一項中「いずれにも該当するこ

と」の下に「（特別贈与認定中小企業者であった者の経営承継贈与者の相続が開始した場合には第七号に掲げるものを除く。）」を加え、「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 削除

第十三条第一項第二号中「特別贈与認定中小企業者等が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない」を「特別贈与認定中小企業者等及び当該特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない」に改め、同項第七号中「特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しない」を「特別贈与認定中小企業者等及び当該特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が上場会社等に該当しない」に改め、同条第二項中「次に掲げる書類」の下に「（特別贈与認定中小企業者であった者の経営承継贈与者の相続が開始した場合には第七号に掲げるものを除く。）」を加え、「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同項第六号中「特別贈与認定中小企業者等が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない」を「特別贈与認定中小企業者等及び当該特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない」に改め、同項第七号口中「特別贈与認定中

小企業者等の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しない」を「特別贈与認定中小企業者等及び当該特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が上場会社等に該当しない」に改め、同条第三項、第四項及び第五項中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同条に次の一項を加える。

6 経済産業大臣は、特別贈与認定中小企業者等における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第三項の確認書の交付を受けた及び同項の規定により通知された特別贈与認定中小企業者等並びに前項の規定により通知された中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

第十三条の次に次の三条を加える。

（災害等により被害を受けた中小企業者に対する都道府県知事の確認）

第十三条の二 特定贈与認定中小企業者、特定相続認定中小企業者、贈与認定前中小企業者又は相続認定前中小企業者（以下「災害等特例中小企業者」と総称する。）は、次に掲げる事由のいずれかに該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。

一 当該災害等特例中小企業者の災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時における資産の帳簿価額の総額に対する当該災害等特例中小企業者の当該災害により滅失（通常の修繕によって原状回復が困難な損壊を含む。）をした資産（特定資産を除く。）の帳簿価額の合計額の割合が百分の三十以上であること。

二 当該災害等特例中小企業者の災害が発生した日の前日における常時使用する従業員の数に対する当該災害等特例中小企業者の当該災害が発生した日から同日以後六月を経過する日までの間継続して常時使用する従業員が当該災害等特例中小企業者の本来の業務に従事することができないと認められる事業所（常時使用する従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものであって、当該災害により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したものに限り。以下「被災事業所」という。）において、当該災害が発生した日の前日に使用していた常時使用する従業員の数と合計数の割合が百分の二十以上であること。

三 当該災害等特例中小企業者（特別贈与認定中小企業者であった者及び特別相続認定中小企業者であった者を除く）が、次のイ及びロのいずれにも該当すること（当該災害等特例中小企業者が中小企業信用

保険法第二条第五項第一号に該当することについて同項の認定を受けた場合にあつては、イに掲げるものを除く。）。

イ 当該災害等特例中小企業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

- (1) 当該災害等特例中小企業者が、中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事由の発生した日の前日において、同法第二条第五項第一号に定める経済産業大臣が指定したもの（以下イ及び次項において「再生手続等申立事業者」という。）に対して五十万円以上の債権（同号に規定する債権をいう。）を有していること。

- (2) 当該災害等特例中小企業者の中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事由の発生した日前一年間における取引の数量又は金額に対する当該期間における再生手続等申立事業者との取引の数量又は金額の割合が百分の二十以上であること。

ロ 当該災害等特例中小企業者の次の(1)に掲げる金額に対する(2)に掲げる金額の割合が百分の七十以下であること。

- (1) 中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事由の発生した日の一年前の日から同日以後六月を経

過する日までの間における売上金額

- (2) 中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事由の発生した日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

四 当該災害等特例中小企業者（特別贈与認定中小企業者であった者及び特別相続認定中小企業者であった者を除く）が、次のイ、ロ及びハのいずれにも該当すること（当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第二号に該当することについて同項の認定を受けた場合にあつては、イ及びロに掲げるものを除く。）。

イ 当該災害等特例中小企業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

- (1) 当該災害等特例中小企業者の中小企業信用保険法第二条第五項第二号の経済産業大臣が指定した事業活動の制限に係る指定期間の開始の日前一年間における取引の数量又は金額に対する当該期間における当該事業活動の制限を行った者（次項において「指定事業者」という。）に関する取引の数量又は金額の割合が百分の二十以上であること。

- (2) 当該災害等特例中小企業者が、中小企業信用保険法第二条第五項第二号の経済産業大臣が指定し

た事業活動の制限に係る指定期間の開始の日の前日まで一年以上にわたり継続して、同号ハに定める経済産業大臣が指定する地域内において事業を行っていること。

ロ 当該災害等特例中小企業者のイ(1)の事業活動の制限に係る指定期間の開始の日から同日以後一月を経過する日までの間における売上高等の前年同期における売上高等に対する割合が百分の九十未満であること。

ハ 当該災害等特例中小企業者の次の(1)に掲げる金額に対する(2)に掲げる金額の割合が百分の七十以下であること。

(1) 中小企業信用保険法第二条第五項第二号の経済産業大臣が指定した事業活動の制限に係る指定期間の開始の日の一年前の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

(2) 中小企業信用保険法第二条第五項第二号の経済産業大臣が指定した事業活動の制限に係る指定期間の開始の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

五 当該災害等特例中小企業者が、次のイ及びロのいずれにも該当すること（当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第三号に該当することについて同項の認定を受けた場合にあつては

、イに掲げるものを除く。）。

イ 当該災害等特例中小企業者が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

- (1) 中小企業信用保険法第二条第五項第三号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日の前日まで一年以上にわたり継続して、同号の経済産業大臣の指定を受けた地域において経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行っていること。

- (2) 当該災害等特例中小企業者が、同法第二条第五項第三号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日から、同日以後一月を経過する日までの間における売上高等の前年同期における売上高等に対する割合が百分の八十未満であること。

ロ 当該災害等特例中小企業者の次の(1)に掲げる金額に対する(2)に掲げる金額の割合が百分の七十以下であること。

- (1) 中小企業信用保険法第二条第五項第三号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日の一年前の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額
- (2) 中小企業信用保険法第二条第五項第三号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事

由の発生した日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

六 当該災害等特例中小企業者が、イ及びロのいずれにも該当すること（当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第四号に該当することについて同項の認定を受けた場合にあつては、イに掲げるものを除く。）。

イ 当該災害等特例中小企業者が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日の前日まで引き続き一年以上にわたり、同号の経済産業大臣の指定を受けた地域において事業を行っていること。

(2) 当該災害等特例中小企業者が、中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日から同日以後一月を経過する日までの間における売上高等の前年同期における売上高等に対する割合が百分の八十未満であること。

ロ 当該災害等特例中小企業者の次の(1)に掲げる金額に対する(2)に掲げる金額の割合が百分の七十以下であること。

(1) 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日の一年前の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

(2) 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

2 前項の確認を受けようとする災害等特例中小企業者は、特定贈与認定中小企業者、特定相続認定中小企業者（法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）に係る相続の開始の日が災害等が発生した日よりも前であった中小企業者に限る。）及び贈与同年相続中小企業者（相続認定前中小企業者であつて、経営承継贈与者からの贈与の日の属する年において当該経営承継贈与者の相続が開始し、かつ、当該贈与に係る経営承継受贈者が当該経営承継贈与者からの相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法第十九条又は第二十一条の十五の規定により当該贈与により取得した当該株式等の価額が相続税の課税価格に加算されることとなる場合における当該経営承継受贈者に係る中小企業者（当該株式等について同法第二十一条の十六の規定の適用がある者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）にあつては災害等が発生した日から同日以後八月を経過する日までの間に、特定相続認定中小企

業者（当該認定に係る相続の開始の日が災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間である中小企業者に限る。）、「贈与認定前中小企業者及び相続認定前中小企業者（贈与同年相続中小企業者を除く。）」にあつては第七条第二項又は第三項に規定する提出期限までに、様式第二十から様式二十の六までによる申請書に、当該申請書の写し一通及び次の各号に掲げる確認の区分に応じ当該各号に定める書類（当該確認に係る事由のうち当該災害等特例中小企業者に生じているものを証するために必要なものに限る。）を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一 前項第一号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類

イ 当該災害等特例中小企業者の貸借対照表その他の書類で災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時における当該災害等特例中小企業者の資産の帳簿価額の総額及び当該災害により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。）をした資産（特定資産を除く。）の帳簿価額の合計額を証するもの

ロ 当該災害により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。）をした資産（特定資産を除く。）の所在地の市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該資産が災害により滅

失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。）をした旨を証するもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、前項の確認（同項第一号に係るものに限る。）の参考となる書類

二 前項第二号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類

イ 当該災害等特例中小企業者の災害が発生した日の前日における従業員数証明書（被災事業所の常時使用する従業員の数が当該従業員数証明書に記載された事項によって明らかにすることができないときは、当該従業員数証明書及び当該被災事業所の常時使用する従業員の数を明らかにする書類）

ロ 前項第二号に規定する事業所の常時使用する従業員が災害が発生した日から六月の間継続して当該災害等特例中小企業者の本来の業務に従事することができなかったことを証する書類

ハ 前項第二号に規定する事業所の所在地の市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該事業所が災害により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊した旨を証するもの

ニ イからハまでに掲げるもののほか、前項の確認（同項第二号に係るものに限る。）の参考となる書類

三 前項第三号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類（当該災害等特例中小企業者

が中小企業信用保険法第二条第五項第一号に該当することについて同項の認定を受けた場合には、ロ及びハに掲げる書類を除き、当該認定を受けていない場合には、イに掲げる書類を除く。）

イ 当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第一号に該当することについて同項の認定を受けたことを証する書類

ロ 当該災害等特例中小企業者の災害等が発生した日の前日における再生手続等申立事業者に対して有する債権（前項第三号イ(1)に規定する債権をいう。）の額を証する書類（同号イ(1)の事由に該当する場合に限る。）

ハ 当該災害等特例中小企業者の前項第三号イ(2)に規定する期間における取引の数量又は金額及び当該期間における再生手続等申立事業者との取引の数量又は金額を証する書類（同号イ(2)の事由に該当する場合に限る。）

ニ 当該災害等特例中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第三号ロに規定する期間における売上金額を証する書類

ホ イからニまでに掲げるもののほか、前項の確認（同項第三号に係るものに限る。）の参考となる書

類

四 前項第四号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類（当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第二号に該当することについて同項の確認を受けた場合には、ロからニまでに掲げる書類を除き、当該認定を受けていない場合には、イに掲げる書類を除く。）

イ 当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第二号に該当することについて同項の確認を受けたことを証する書類

ロ 当該災害等特例中小企業者の前項第四号イ(1)に規定する期間における取引の数量又は金額及び当該期間における指定事業者に関する取引の数量又は金額を証する書類（同号イ(1)の事由に該当する場合に限る。）

ハ 当該災害等特例中小企業者の登記事項証明書（前項第四号イ(2)の事由に該当する場合に限る。）

ニ 当該災害等特例中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第四号ロに規定する期間における売上高等を証する書類

ホ 当該災害等特例中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第四号ハに規定する期間における売上

高等を証する書類

へ イからホまでに掲げるもののほか、前項の確認（同項第四号に係るものに限る。）の参考となる書類

五 前項第五号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類（当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第三号に該当することについて同項の確認を受けた場合には、ロからニまでに掲げる書類を除き、当該認定を受けていない場合には、イに掲げる書類を除く。）

イ 当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第三号に該当することについて同項の確認を受けたことを証する書類

ロ 当該災害等特例中小企業者の登記事項証明書

ハ 当該災害等特例中小企業者の定款

ニ 当該災害等特例中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第五号イ(2)に規定する期間における売上高等を証する書類

ホ 当該災害等特例中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第五号ロに規定する期間における売上

金額を証する書類

へ イからホまでに掲げるもののほか、前項の確認（同項第五号に係るものに限る。）の参考となる書類

六 前項第六号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類（当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第四号に該当することについて同項の確認を受けた場合には、ロからニまでに掲げる書類を除き、当該認定を受けていない場合には、イに掲げる書類を除く。）

イ 当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第四号に該当することについて同項の確認を受けたことを証する書類

ロ 当該災害等特例中小企業者の登記事項証明書

ハ 当該災害等特例中小企業者の定款

ニ 当該災害等特例中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第六号イ(2)に規定する期間における売上高等を証する書類

ホ 当該災害等特例中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第六号ロに規定する期間における売上

金額を証する書類

へ イからホまでに掲げるもののほか、前項の確認（同項第六号に係るものに限る）の参考となる書類

3 都道府県知事は、前項の確認の申請を受けた場合において、第一項各号のいずれかに該当することについて確認をしたときは様式第二十の七による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第二十の八により申請者である災害等特例中小企業者に対して通知しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の確認を受けた災害等特例中小企業者について、偽りその他不正の手段により当該確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すことができる。

5 都道府県知事は、前項の規定により確認を取り消したときは、様式第二十の九により当該確認を受けていた災害等特例中小企業者にその旨を通知しなければならない。

6 経済産業大臣は、災害等特例中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第三項の確認書の交付を受けた及び前項の規定により通知された災害等特例中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

（都道府県知事の認定の特例等）

第十三条の三 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第九条第二項第三号、第十二号及び第十三号の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 前条第一項の確認（同項第一号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が災害が発生した日以後に第九条第二項第三号、第十二号又は第十三号に規定する事実には該当することとなった場合（同項第十二号及び第十三号については、特別贈与認定中小企業者に限る。）であっても、当該特定贈与認定中小企業者は、これらの事実には該当しないものとみなす。

二 前条第一項の確認（同項第二号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が災害が発生した日以後に第九条第二項第十二号若しくは第十三号に規定する事実には該当することとなった場合（特別贈与認定中小企業者に限る。）又は当該特定贈与認定中小企業者の贈与雇用判定期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）の末日若しくは臨時贈与雇用判定期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）の末日において、当該贈与雇用判定期間内若しくは当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該特定贈与認定中小企業者の贈与報告基準日における被災事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内若しくは

は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数が、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該贈与の時における常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。以下この号において同じ。）を下回る数となったことにより当該特定贈与認定中小企業者が第九条第二項第三号に規定する事実当該することとなった場合（当該特定贈与認定中小企業者の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合にあつては、当該贈与雇用判定期間の末日又は当該臨時贈与雇用判定期間の末日において、当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該特定贈与認定中小企業者の当該贈与報告基準日における当該事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時における当該事業所の常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数を下回らない数である場合に限る。）であつても、当該特定贈与認定中小企業者は、これらの事実当該しないものとみなす。

三 前条第一項の確認（同項第三号から第六号までに係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が、災害等が発生した日以後に第九条第二項第三号に規定する事実には該当することとなった場合であっても、各売上事業年度（贈与報告基準事業年度のうち、災害等が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次号並びに次項において同じ。）における売上割合（当該特定贈与認定中小企業者の災害等直前事業年度（災害等が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該災害等直前事業年度の月数で除して計算した金額に対する当該特定贈与認定中小企業者の当該売上事業年度における売上金額の割合をいう。以下この号及び次号並びに次項において同じ。）の合計を贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日までに終了する各売上事業年度の数で除して計算した割合（最初の売上事業年度終了の日が贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後である場合には、前条第一項第三号の確認を受けた場合にあつては同号に規定する割合、同項第四号の確認を受けた場合にあつては同号ハに規定する割合、同項第五号の確認を受けた場合にあつては同号ロに規定する割合又は同項第六号の確認を受けた場合にあつては同号ロに規定する

割合。以下この号において「売上割合の平均値」という。）の次に掲げる場合の区分に応じた各雇用基準日（当該売上事業年度の翌事業年度中にある贈与報告基準日をいう。以下この号及び次項において同じ。）における雇用割合（当該特定贈与認定中小企業者の法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に対する当該特定贈与認定中小企業者の当該雇用基準日における常時使用する従業員の数との割合をいう。以下次号及び次項において同じ。）の合計を贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日までに終了する当該売上事業年度に係る雇用基準日の数で除して計算した割合（最初の売上事業年度終了の日が贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後である場合には、当該認定に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に対する贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日における常時使用する従業員の数の割合。）が次に定める割合以上であるときに限り、当該特定贈与認定中小企業者は、贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日において、当該事実に応じないものとみなす。

イ 売上割合の平均値が百分の百以上の場合 百分の八十

ロ 売上割合の平均値が百分の七十以上百分の百未満の場合 百分の四十

ハ 売上割合の平均値が百分の七十未満の場合 零

- 四 前条第一項の確認（同項第五号及び第六号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が、災害等が発生した日以後に第九条第二項第十二号又は第十三号に規定する事実該当することとなった場合（特別贈与認定中小企業者に限る。）であっても、売上割合（最初の売上事業年度終了の日が贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後である場合には、前条第一項第三号の確認を受けた場合にあつては同号ロに規定する割合、同項第四号の確認を受けた場合にあつては同号ハに規定する割合、同項第五号の確認を受けた場合にあつては同号ロに規定する割合又は同項第六号の確認を受けた場合にあつては同号ロに規定する割合。以下この号において同じ。）の次に掲げる場合の区分に応じた雇用割合（最初の売上事業年度終了の日が贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後である場合には、当該認定に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に対する贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日における常時使用する従業員の数の割合）が次に定める割合以上であるときに限り、当該特定贈与認定中小企業者は、雇用基準日の直前の贈

与報告基準日（当該雇用基準日が、災害等が発生した日以後最初に到来する雇用基準日である場合にあっては、災害等が発生した日。次項において同じ。）の翌日から売上割合が災害等の発生後最初に百分の百以上となった売上事業年度にある雇用基準日までの期間は、これらの事実該当しないものとみなす。

イ 売上割合が百分の百以上の場合 百分の八十

ロ 売上割合が百分の七十以上百分の百未満の場合 百分の四十

ハ 売上割合が百分の七十未満の場合 零

2 前条第一項の確認（同項第三号から第六号までに係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者は、売上事業年度に係る雇用基準日の翌日から三月を経過する日（雇用基準日が贈与雇用判定期間終了後である場合は贈与雇用判定期間の末日の翌日以後三年ごとに区分した各期間の末日から二月を経過する日）までに、売上割合及び雇用割合を、様式第二十の十による報告書に次に掲げる書類（当該売上割合及び当該雇用割合を計算するために必要なものに限る。）を添付して、都道府県知事に報告しなければならぬ。

- 一 売上事業年度における損益計算書
- 二 当該雇用基準日における当該特定贈与認定中小企業者の従業員数証明書
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該報告の参考となる書類
- 3 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十条及び第十一条の規定の適用については、第十条第一項及び第十一条第一項中「次に掲げる」とあるのは「次（第五号に掲げる事由を除く。）に掲げる」と、「風俗営業会社又は資産保有型会社」とあるのは「又は風俗営業会社」とする。ただし、当該特定贈与認定中小企業者が、前条第一項の確認（同項第五号又は第六号に係るものに限る。）を受けていた場合であつて第一項第三号の規定の適用がないときは、この限りでない。
- 4 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十二条の適用については、同条第二項中「一通」とあるのは、「一通、第十三条の二第三項の確認書の写し」とする。
- 5 前各項の規定は、前条第一項の確認を受けた特定相続認定中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「第九条第二項」とあるのは「第九条第三項」と、「特別贈与認定中小企業者」とあるのは「特別相続認定中小企業者」と、「贈与雇用判定期間」とあるのは「相続雇用判定期間」と、「若しく

は臨時贈与雇用判定期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）の末日において」とあるのは「において」と、「若しくは当該臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「贈与報告基準日」とあるのは「相続報告基準日」と、「若しくは当該臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「第六条第一項第七号」とあるのは「第六条第一項第八号」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日において」とあるのは「において」と、「又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「贈与報告基準事業年度」とあるのは「相続報告基準事業年度」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日までに」とあるのは「までに」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日」とあるのは「の翌日」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日における」とあるのは「における」と、第二項中「贈与雇用判定期間」とあるのは「相続雇用判定期間」と、第三項中「第十条第一項及び第十一条第一項」とあるのは「第十条第二項及び第十一条第二項」と、第四項中「同条第二項」とあるのは「同条第四項」と読み替えるものとする。

6 贈与認定前中小企業者が前条第一項の確認（同項第一号、第二号、第五号及び第六号に係るものに限る

。）を受けた場合における第六条第一項第七号の規定の適用については、同号ロ中「開始の日以後」とあるのは「開始の日から災害等が発生した日の前日までの間」と、同号ハ中「各事業年度をいう。以下同じ」とあるのは「各事業年度をいう。以下同じ。」（災害等が発生した日の属する事業年度以後の事業年度を除く。）と、同号ヌ中「下回らないこと。」とあるのは「下回らないこと（当該贈与認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。）。」とする。

7 贈与認定前中小企業者が前条第一項の確認（同項第三号及び第四号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第七号の規定の適用については、同号ヌ中「下回らないこと。」とあるのは「下回らないこと（当該贈与認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。）。」とする。

8 相続認定前中小企業者（災害等が発生した日前の相続に係る法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者に限る。）が前条第一項の確認（同項第一号、第二号、第五号及び第六号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第八号の規定の適用については、同号ロ中「開始の日以後」とあるのは「開始の日から災害等が発生した日の前日までの間」と、同号ハ中「各事業年度をいう。以下同じ。）。」とあるのは「各事業年度をいう。以下同じ。）（

災害等が発生した日の属する事業年度以後の事業年度を除く。」と、同号リ中「下回らないこと。」とあるのは「下回らないこと（当該相続認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。）。」とする。

9 相続認定前中小企業者（災害等が発生した日前の相続に係る法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者に限る。）が前条第一項の確認（同項第三号及び第四号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第八号の規定の適用については、同号リ中「下回らないこと。」とあるのは「下回らないこと（当該相続認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。）。」とする。

10 相続認定前中小企業者（災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間の相続に係る法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者に限る。）が前条第一項の確認（第一号、第二号、第五号及び第六号に該当する場合に限る。）を受けた場合における第六条第一項第八号の規定の適用については、同号中「次に掲げるいずれにも該当する場合」とあるのは「次（ロ、ハ、ト（3））及びりに掲げる事由を除く。）に掲げるいずれにも該当する場合」とす

る。

11 相続認定前中小企業者（災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間の相続に係る法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者に限る。）が前条第一項の確認（第三号及び第四号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第八号の規定の適用については、同号中「次に掲げるいずれにも該当する場合」とあるのは「次に掲げる事由を除く。」に掲げるいずれにも該当する場合」とする。

12 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十三条第一項の規定の適用については、同項中「次の各号」とあるのは「次の各号（災害等が発生した日の直前の贈与報告基準日（最初の贈与報告基準日が当該災害等が発生した日後に到来する場合にあつては、当該贈与報告基準日）の翌日以後十年を経過する日までの期間に限り、第三号及び第四号に掲げる事由を除く。）」とする。ただし、当該特別贈与認定中小企業者等が、前条第一項の確認（第五号又は第六号に係るものに限る。）を受けていた場合であつて第一項第四号の規定の適用がないときは、この限りでない。

（合併又は株式交換等があつた場合における常時使用する従業員の数及び売上金額）

第十三条の四 第十三条の二第一項の確認を受けた特定贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合において、吸収合併存続会社等が第十条第一項ただし書の規定により特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされたときにおける次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

前条第一項第二号		
<p>当該事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時ににおける当該事業所の常時使用する従業員の数</p>	<p>当該事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時ににおける当該事業所の常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあつては当該特定贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に</p>	<p>当該吸収合併がその効力を生ずる日から贈与雇用</p>

判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数を、新設合併の場合にあつては新設合併消滅会社の新設合併設立会社の成立の日の直前における常時使用する従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数を、それぞれ加えた数

前条第一項第三号

災害等直前事業年度（災害等が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額に

災害等直前事業年度（災害等が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該災害等直前事業年度の月数で除して計算した金額に、吸収合併の場合にあつては当該特定贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社の吸収合併がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該吸収合併がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度の月数で除して計算した金額を、新設合併の場合にあつては新設合併消滅会社の新設合併設立会社の成立の日の属す

	<p>る事業年度の直前の事業年度における売上金額に 当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該新設 合併設立会社の成立の日の属する事業年度の直前 の事業年度の月数で除して計算した金額を、それ ぞれ加えた金額</p>
<p>当該売上事業年度における売 上金額</p>	<p>当該売上事業年度における売上金額（吸収合併の 場合にあつては当該売上事業年度が吸収合併がそ の効力を生ずる日の属する事業年度又は当該事業 年度の直前の事業年度であるときは当該特定贈与 認定中小企業者及び吸収合併消滅会社（第十条第 一項ただし書の規定による地位の承継前の特定贈 与認定中小企業者を含む。）の当該売上事業年度 における売上金額、新設合併の場合にあつては当</p>

	<p>該売上事業年度が新設合併消滅会社の新設合併設立会社の成立の日の属する事業年度又は当該事業年度の直前の事業年度であるときは当該特定贈与認定中小企業者及び新設合併消滅会社の当該売上事業年度における売上金額)</p>
<p>贈与の時における常時使用する従業員の数に対する当該特定贈与認定中小企業者の</p>	<p>贈与の時における常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあっては当該特定贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する各雇用基準日の数を乗じてこれを当該特定贈与認定中小企業者に係る各</p>

		<p>雇用基準日の数で除して計算した数を、新設合併の場合にあつては新設合併消滅会社の新設合併設立会社の成立の日の直前における常時使用する従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する各雇用基準日の数を乗じてこれを当該特定贈与認定中小企業者に係る各雇用基準日の数で除して計算した数を、それぞれ加えた数に対する当該特定贈与認定中小企業者の</p>
--	--	---

2 第十三条の二第一項の確認を受けた特定贈与認定中小企業者が株式交換又は株式移転により他の会社の

株式交換完全子会社等となった場合において、株式交換完全親会社等が第十一条第一項の規定により特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされたときにおける次の表の上欄に掲げる規定の適用

については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

前条第一項第二号		
<p>当該事業所の常時使用する従業員の数 業員の数の合計を当該贈与雇用 判定期間内又は当該臨時贈 与雇用判定期間内に存する当 該贈与報告基準日の数で除し て計算した数が、当該認定に 係る贈与の時における当該事 業所の常時使用する従業員の 数</p>	<p>株式交換完全子会社等（第十一条第一項の規定に よる地位の承継前の特定贈与認定中小企業者に限 る。以下同じ。）の当該事業所及び当該特定贈与 認定中小企業者の常時使用する従業員の数の合計 を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用 判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除 して計算した数が、当該認定に係る贈与の時に おける株式交換完全子会社等の当該事業所の常時使 用する従業員の数に当該特定贈与認定中小企業者 の株式交換効力発生日等の直前における常時使用 する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から</p>	

	<p>前条第一項第三号</p>
	<p>当該特定贈与認定中小企業者の災害等直前事業年度（災害等が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該災害等直</p>
<p>贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数を加えた数</p>	<p>株式交換完全子会社等の災害等直前事業年度（災害等が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該災害等直前事業年度の月数で除して計算した金額に当該特定贈与認定中小企業者の株式交換効力発生日等の属する事業年度の直前の事業年度における売上金額に当該売上事業年度</p>

<p>前事業年度の月数で除して計算した金額</p>	<p>の月数を乗じてこれを当該株式交換効力発生日等の属する事業年度の直前の事業年度の月数で除して計算した金額を加えた金額</p>
<p>当該特定贈与認定中小企業者の当該売上事業年度における売上金額</p>	<p>当該特定贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の当該売上事業年度における売上金額</p>
<p>当該特定贈与認定中小企業者の法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時に於ける常時使用する従業員の数に対する当該特定贈与認定中小企業者の当該雇</p>	<p>法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時に於ける株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数に当該特定贈与認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前における常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの</p>

	<p>用基準日における常時使用する従業員の数</p>	<p>期間内に存する各雇用基準日の数を乗じてこれを当該特定贈与認定中小企業者に係る各雇用基準日の数で除して計算した数を加えた数に対する当該特定贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の当該雇用基準日における常時使用する従業員の数</p>
--	----------------------------	---

3 前二項の規定は、第十三条の二第一項の確認を受けた特定相続認定中小企業者について準用する。この

場合において、第一項中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と、「特別贈与認定中小企業者」とあるのは「特別相続認定中小企業者」と、同項の表中「前条第一項第二号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第二号」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「第十条第四項」とあるのは「第十条第五項」と、「前条第一項第三号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第三号」と、「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と、前項中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第二項」と、「特別贈与認定中小企業者」とあるのは「特別相続認

定中小企業者」と、同項の表中「前条第一項第二号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第二号」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第二項」と、「前条第一項第三号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第三号」と、「贈与報告基準日」とあるのは「相続報告基準日」と、「第六条第一項第七号」とあるのは「第六条第一項第八号」と読み替えるものとする。

第十五条第七号中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改める。

第十六条の見出し及び同条第一項中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第二項中「様式第二十」を「様式第二十一」に、「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第三項中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に、「様式第二十一」を「様式第二十二」に、「様式第二十二」を「様式第二十三」に改め、同条に次の一項を加える。

4 経済産業大臣は、中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第三項の確認書の交付を受けた中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

第十七条第一項及び第二項中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第三項中「様式第二十」を「様式第二十一」に、「様式第二十三」を「様式第二十四」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の申請を受けた場合において、第一項又は第二項の確認をしたときは様式第二十二による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第二十三により申請者である中小企業者に対して通知しなければならない。

第十七条に次の一項を加える。

5 経済産業大臣は、中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の確認書の交付を受けた中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

第十八条第一項中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第二項中「様式第二十四」を「様式第二十五」に、「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第三項中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に、「様式第二十五」を「様式第二十六」に改め、同条に次の一項を加える。

4 経済産業大臣は、中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府

県知事に対し、前項の規定により通知された中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第二十条中「第三項若しくは第十三条第二項」を「第三項、第十三条第二項若しくは第十三条の二第二項」に、「第十項若しくは第十一項」を「第十項、第十一項若しくは第十三条の三第二項」に、「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改める。

様式第6中「経済産業大臣名」を「都道府県知事」に改め、様式第7中「経済産業大臣名」を「都道府県知事」に改め、同様式記載要領2中「追加して記載する。」を「追加して記載する。（施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。）」に改め、同記載要領3中「追加して記載する。」を「追加して記載する。（施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。）」に改め、様式第8中「経済産業大臣名」を「都道府県知事」に改め、同様式記載要領3中「追加して記載する。」を「追加して記載する。（施行規則第6条第2項の規定によりそ

中「経済産業大臣名」を「都道府県知事」に改め、同様式記載要領2中「追加して記載する。」を「追加して記載する。（施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。）」に改め、同記載要領3中「の額を記載する。」を「の額を記載する。（施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。）」に改め、様式第18、様式第19及び様式第19の2中「経済産業大臣名」を「都道府県知事」に改める。

様式第20から様式第25まで中「経済産業大臣名」を「都道府県知事」に改め、様式第25を様式第26とし、様式第20から様式第24までを一ずつ繰り下げ、様式第19の2の次に次の様式を加える。

様式第20、様式第20の2、様式第20の3、様式第20の4、様式第20の5、様式第20の6、様式第20の7、様式第20の8、様式第20の9及び様式第20の10

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第十二条の規定により経済産業大臣に対してされた報告又は経済産業大臣がした確認は、それぞれこの省令による改正後の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「新規則」という）第十二条の規定により都道府県知事に対してされた報告又は都道府県知事がした確認とみなす。

2 旧規則第十三条第三項若しくは第十六条第三項（第十七項第四項の規定により準用する場合を含む。）の規定により経済産業大臣がした確認又はこの省令の施行の際現に第十三条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項若しくは第二項の規定により経済産業大臣に対してされている確認の申請は、それぞれ新規則第十三条第三項若しくは第十六条第三項（第十七項第四項の規定により準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事がした確認又は新規則第十三条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項若しくは第二項の規定により都道府県知事に対してされている確認の申請とみなす。

3 旧規則第九条第一項から第三項まで、第十三条第四項及び第十八条第一項の規定により経済産業大臣がした認定の取消し又はこの省令施行の際現に第九条第五項及び第十八項第二項の規定により経済産業大臣

に対してされている取消しの申請は、それぞれ新規則第九条第一項から第三項まで、第十三条第四項及び第十八条第一項の規定により都道府県知事がした認定の取消し又は新規則第九条第五項及び第十八条第二項の規定により都道府県知事に対してされている取消しの申請とみなす。

第三条 次に掲げる者は、新規則第九条第二項に規定する特別贈与認定中小企業者又は第九条第三項に規定する特別相続認定中小企業者（以下、総称して「特別認定中小企業者等」という。）とみなして、新規則第一条第六項、第九条第二項第三号及び第三項第三号、第十条第四項及び第五項、第十一条第四項の表第九条第二項第三号の項、同条第五項の表第九条第三項第三号の項及び同条第五項の表第六条第三項の規定による読替え後の第九条第三項第三号の項、第十二条第十一项第二号、第十三条第一項及び第二項、第十三条の二、第十三条の三、並びに第十三条の四（第十三条の二、第十三条の三、及び第十三条の四の規定については、平成二十八年四月一日以後に発生した新規則第一条第十五項に規定する災害等により新規則第十三条の二第一項各号に掲げる事由に該当することとなった場合に限る。）の規定を適用する。

一 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年三月三十一日経済産業省令第十七号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた者

- 二 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年六月三〇日経済産業省令第三六号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた者
- 三 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年七月一日経済産業省令第三五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた者

第四条 前条に掲げる者に対する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

新規則第九条第二項第三号		
<p>贈与雇用判定期間（当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間をいう。以下この号において同じ。）の末日又は臨時贈与雇用判定期間（当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当</p>	<p>贈与報告基準日（第十二条第一項の贈与報告基準日をいう。）又は臨時贈与報告基準日（同条第十一項の臨時贈与報告基準日をいう。）において、当該特別贈与認定中小企業者の常時使用する従業員の数が</p>	

該認定の有効期限までの期間内に当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者又は経営承継贈与者の相続が開始した場合（経営承継贈与者の相続が開始した場合にあつては、当該相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに第十三条第二項に規定する申請書を都道府県知事に提出し、かつ、同条第一項の確認を受けた場合を除く。）における当該贈与税申告期限の翌日から当該相続の開始の日の前日までの期間をいう。以下この号において同じ。）の末日において、当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用

	<p>判定期間内に存する当該特別贈与認定中小企業者の贈与報告基準日（第十二条第一項の贈与報告基準日をいう。以下この号において同じ。）におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数が、</p>	
<p>新規則第九条第三項第三号</p>	<p>相続雇用判定期間（当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人の相続税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間をいう。以下この号において同じ。）の末日において、当該相続雇用判</p>	<p>相続報告基準日（第十二条第三項の相続報告基準日をいう。）において、当該特別相続認定中小企業者の常時使用する従業員の数が</p>

	<p>定期間内に存する当該特別相続認定中小企業者の相続報告基準日（第十二条第三項の相続報告基準日をいう。以下この号において同じ。）におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該相続雇用判定期間内に存する当該相続報告基準日の数で除して計算した数が、</p>	
<p>新規則第十条第四項</p>	<p>従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間内に存する</p>	<p>従業員の数を、</p>

<p>新規則第十条第五項</p>	<p>贈与報告基準日の数で除して計算した数を、 従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数を、</p>	<p>従業員の数、</p>
<p>従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する相続報告基準日の数</p>	<p>従業員の数、</p>	

<p>を乗じてこれを相続雇用判定期間内に存する相続報告基準日の数で除して計算した数を、</p>	<p>従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する相続報告基準日の数を乗じてこれを相続雇用判定期間内に存する相続報告基準日の数で除して計算した数を、</p>	<p>従業員の数</p>	<p>従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する相続報告基準日の数を乗じてこれを相続雇用判定期間内に存</p>
<p>従業員の数</p>	<p>従業員の数</p>		

	<p>する相続報告基準日の数で除して計算した数を、</p> <p>従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する相続報告基準日の数を乗じてこれを相続雇用判定期間内に存する相続報告基準日の数で除して計算した数を、</p>	<p>従業員の数、</p>
<p>新規則第十一条第四項の表 第九条第二項第三号の項</p>	<p>常時使用する従業員の数の合計</p> <p>当該認定に係る贈与の時ににおける常時使用する従業員の数</p>	<p>当該特別贈与認定中小企業者の常時使用する従業員の数</p> <p>当該特別贈与認定中小企業者及び株式交</p>
<p>当該特別贈与認定中小企業者及び株式交</p>	<p>常時使用する従業員の数の合計</p> <p>当該認定に係る贈与の時ににおける常時使用する従業員の数</p>	<p>従業員の数</p> <p>当該特別贈与認定中小企業者及び株</p>

<p>換完全子会社等の常時使用する従業員の数の合計</p>	<p>式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数の合計数が、当該認定に係る贈与の時における株式交換完全</p>
<p>当該認定に係る贈与の時における株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数に当該特別贈与認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前における常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数を</p>	<p>係る贈与の時における株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数に当該特別贈与認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前における常時使用する従業員の数を加えた数</p>

新規則第十一条第五項の表 第九条第三項第三号の項		加えた数
常時使用する従業員の数の合計	当該特別相続認定中小企業者の常時使用する従業員の数	当該特別相続認定中小企業者の常時使用する従業員の数
当該認定に係る相続の開始の時ににおける 常時使用する従業員の数	当該特別相続認定中小企業者及び株式交 換完全子会社等の常時使用する従業員 数の合計	当該特別相続認定中小企業者及び株 式交換完全子会社等の常時使用する 従業員数の合計数が、当該認定に 係る相続の開始の時ににおける株式交 換完全子会社等の常時使用する従業 員の数に当該特別相続認定中小企業 者の株式交換効力発生日等の直前に おける常時使用する従業員数を加 えた数
当該認定に係る相続の開始の時ににおける 株式交換完全子会社等の常時使用する従 業員の数に当該特別相続認定中小企業者 の株式交換効力発生日等の直前における 常時使用する従業員の数に当該株式交換 効力発生日等から相続雇用判定期間の末		

	<p>日までの期間内に存する相続報告基準日の数を乗じてこれを相続雇用判定期間内に存する相続報告基準日の数で除して計算した数を加えた数</p>	
<p>新規則第十一条第五項の表 第六条第三項の規定による 読替後の第九条第三項第三号の項</p>	<p>常時使用する従業員の数の合計 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人の被相続人からの贈与の時ににおける常時使用する従業員の数</p>	<p>当該特別相続認定中小企業者の常時使用する従業員の数が当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人の被相続人からの贈与の時ににおける常時使用する従業員の数</p>
<p>当該特別相続認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数の合計</p>	<p>当該特別相続認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数の合計数が、当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人</p>	

<p>新規則第十二条第十一項第 二号</p>	
<p>臨時贈与雇用報告期間（当該特別贈与認 定中小企業者の経営承継受贈者の贈与税 申告期限の翌日から当該認定の有効期限</p>	<p>相続人の被相続人からの贈与の時ににお ける株式交換完全子会社等の常時使用する 従業員の数に当該特別相続認定中小企業 者の株式交換効力発生日等の直前におけ る常時使用する従業員の数に当該株式交 換効力発生日等から相続雇用判定期間の 末日までの期間内に存する相続報告基準 日の数を乗じてこれを相続雇用判定期間 内に存する相続報告基準日の数で除して 計算した数を加えた数</p>
<p>時使用する従業員の数</p>	<p>の被相続人からの贈与の時ににおける 株式交換完全子会社等の常時使用する 従業員の数に当該特別相続認定中 小企業者の株式交換効力発生日等の 直前における常時使用する従業員の 数を加えた数</p>

までの期間内に経営承継贈与者の相続が開始した場合における当該贈与税申告期限の翌日から当該相続の開始の日の前日までの期間をいう。)の末日において、当該臨時贈与雇用報告期間内に存する当該特別贈与認定中小企業者の贈与報告基準日におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該臨時贈与雇用報告期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数

第五条 第三条第一号及び第二号に掲げる者に対する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

新規則第十三条第一項

特定特別子会社

特別子会社

及び第二項

第六条 第三条に掲げる者に対する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

<p>新規則第十三条第一項第八号</p>	<p>当該特別贈与認定中小企業者等の経営承継受贈者が、当該特別贈与認定中小企業者等の代表者（代表権を制限されている者を除き、第九条第四項各号のいずれかに該当する者を含む。）であつて、当該相続の開始の時に、当該経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて当該特別贈与認定中小企業者等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を融資、かつ、当該代表者が有する当該</p>	<p>当該特別贈与認定中小企業者等の経営承継受贈者が、次に掲げるいずれにも該当する者であること。 イ 当該特別贈与認定中小企業者等の代表者（代表権を制限されている者を除き、第九条第四項各号のいずれかに該当する者を含む。）であつて、当該相続の開始の時に、当該経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて当該特別贈与認定中小</p>
----------------------	--	--

	<p>特別贈与認定中小企業者等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。</p>
<p>企業者等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を融資、かつ、当該代表者が有する当該特別贈与認定中小企業者等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。</p> <p>ロ 当該相続の開始の直前において、当該経営承継贈与者の親族であったこと。</p>	<p>第七条 第三条に掲げる者に対する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p> <p>新規則第十三条の二第 一 にあつては災害等が発生した日</p> <p>にあつては災害等が発生した日</p>

<p>二項</p>	<p>新規則第十三条の三第一項第二号</p>
<p>又は当該特定贈与認定中小企業者の贈与雇用判定期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）の末日若しくは臨時贈与雇用判定期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）の末日にお</p>	<p>又は当該特定贈与認定中小企業者の贈与雇用判定期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）の末日若しくは臨時贈与雇用判定期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）の末日にお</p>
<p>（当該日が所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第 号）の施行の前である場合には、当該施行の日。）</p>	<p>又は当該特定贈与認定中小企業者の贈与報告基準日若しくは臨時贈与報告基準日における被災事業所の常時使用する従業員の数が</p>

<p>いて、当該贈与雇用判定期間内若しくは当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該特定贈与認定中小企業者の贈与報告基準日における被災事業所の常時使用する従業員の数合計を当該贈与雇用判定期間内若しくは当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数が、</p>	<p>当該贈与雇用判定期間の末日又は当該臨時贈与雇用判定期間の末日において、当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間</p>
<p>当該贈与報告基準日又は当該臨時贈与報告基準日における当該事業所の常時使用する従業員の数が当該認定に係る贈与の時に</p>	<p>当該贈与報告基準日又は当該臨時贈与報告基準日における当該事業所の常時使用する従業員の数が当該認定に係る贈与の時に</p>

	<p>内に存する当該特定贈与認定中小企業者の当該贈与報告基準日における当該事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時における当該事業所の</p>	<p>おける</p>
<p>新規則第十三条の三第一項第三号</p>	<p>前条第一項の確認（同項第三号から第六号までに係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が、災害等が発生した日以後に</p>	<p>前条第一項の確認（同項第三号から第六号までに係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が、災害等が発生した</p>

<p> 第九条第二項第三号に規定する事 実に該当することとなった場合で あつても、各売上事業年度（贈与 報告基準事業年度のうち、災害等 が発生した日の属する事業年度以 前の事業年度を除いたものをい う。以下この号及び次号並びに次 項において同じ。）における売上 割合（当該特定贈与認定中小企業 者の災害等直前事業年度（災害等 が発生した日の属する事業年度の 直前の事業年度をいう。以下この 号及び次項において同じ。）にお </p>	<p> 日以後に第九条第二項第三号に 規定する事実に該当することと なつた場合であつても、売上割 合（当該特定贈与認定中小企業 者の災害等直前事業年度（災害 等が発生した日の属する事業年 度の直前の事業年度をいう。以 下この号及び次項において同 じ。）における売上金額に対す る当該特定贈与認定中小企業者 の売上事業年度（贈与報告基準 事業年度のうち、災害等が発生 した日の属する事業年度以前の </p>
---	--

<p>ける売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該災害等直前事業年度の月数で除して計算した金額に対する当該特定贈与認定中小企業者の当該売上事業年度における売上金額の割合をいう。</p>	<p>事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額の割合（最初の売上事業年度終了の日が贈与雇用判定期間の末日又は</p>
<p>以下この号及び次号並びに次項において同じ。）の合計を贈与雇用</p>	<p>翌日以後である場合には、前条</p>
<p>判定期間の末日又は臨時贈与雇用</p>	<p>第一項第三号の確認を受けた場合にあつては同号ロに規定する</p>
<p>判定期間の末日までに終了する各</p>	<p>割合、同項第四号の確認を受けた場合にあつては同号ハに規定</p>
<p>売上事業年度の数で除して計算した割合（最初の売上事業年度終了</p>	<p>する割合、同項第五号の確認を受けた場合にあつては同号ロに</p>
<p>の日が贈与雇用判定期間の末日又</p>	<p>受けた場合にあつては同号ロに</p>

<p>は臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後である場合には、前条第一項第三号の確認を受けた場合にあっては同号口の規定する割合、同項第四号の確認を受けた場合にあっては同号ハに規定する割合、同項第五号の確認を受けた場合にあっては同号口に規定する割合又は同項第六号の確認を受けた場合にあっては同号口に規定する割合。以下この号において「売上割合の平均値」という。）の次に掲げる場合の区分に応じた各雇用基</p>	<p>規定する割合又は同項第六号の確認を受けた場合にあっては同号口に規定する割合をいう。）をいう。以下この号及び次項において同じ。）の次に掲げる場合の区分に応じた雇用割合（当該特定贈与認定中小企業者の法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時ににおける常時使用する従業員の数に対する当該特定贈与認定中小企業者の当該雇用基準日における</p>
---	--

<p>準日（当該売上事業年度の翌事業年度中にある贈与報告基準日をいう。以下この号及び次項において同じ。）における雇用割合（当該特定贈与認定中小企業者の法第十条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時ににおける常時使用する従業員の数に対する当該特定贈与認定中小企業者の当該雇用基準日における常時使用する従業員の数の割合をいう。以下次号及び次項において同じ。）の合計を</p>	<p>常時使用する従業員の数の割合をいう。以下次号及び次項において同じ。）が次に定める割合（最初の売上事業年度終了の日が贈与雇用判定期間又は臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後である場合には、当該認定に係る贈与の時ににおける常時使用する従業員の数に対する贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日における常時使用する従業員の数の割合。以上であるときに限り、当該</p>
--	---

<p>贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日までに終了する当該売上事業年度に係る雇用基準日の数で除して計算した割合が次に定める割合（最初の売上事業年度終了の日が贈与雇用判定期間又は臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後である場合には、当該認定に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に対する贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日における常時使用する従業員の数の割合。</p>	<p>特定贈与認定中小企業者は、雇用基準日の直前の贈与報告基準日（当該雇用基準日が災害等が発生した日以後最初に到来する雇用基準日である場合にあつては、災害等が発生した日。次項において同じ。）の翌日から当該雇用基準日までの期間（第九条第二項第十二号又は第十三号に規定する事実にあつては、売上となつた場合にあつては、売上割合が災害等の発生後最初に百分の百以上となつた売上事業年</p>
--	--

<p>新規則第十三条の三第</p>	
<p>「贈与雇用判定期間」とあるのは</p>	<p>）以上であるときに限り、当該特定贈与認定中小企業者は、贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日において、当該事実に該当しないものとみなす。</p> <p>イ 売上割合の平均値が百分の百</p> <p>ロ 売上割合の平均値が百分の七十</p> <p>ハ 売上割合の平均値が百分の七十未満の場合 零</p>
<p>「若しくは臨時贈与報告基準日</p>	<p>度にある雇用基準日までの期間。次項において同じ。）は、これらの事実に該当しないものとみなす。</p> <p>イ 売上割合が百分の百以上の場合 百分の八十</p> <p>ロ 売上割合が百分の七十以上百分の百未満の場合 百分の四十</p> <p>ハ 売上割合が百分の七十未満の場合 零</p>

<p>「相続雇用判定期間」と、「若しくは臨時贈与雇用判定期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）の末日において」とあるのは「において」と、「若しくは当該臨時贈与雇用判定期間に存する」とあるのは「に存する」と、「贈与報告基準日」とあるのは「相続報告基準日」と、「又は当該臨時贈与雇用判定期間に存する」とあるのは「に存する」と、「第六条第一項第七号」とあ</p>	<p>（第十二条第十一項に規定する臨時贈与報告基準日をいう。以下同じ。）における」とあるのは「における」と、「第六条第一項第七号」とあるのは「第六条第一項第八号」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「又は当該臨時贈与報告基準日における」とあるのは「における」と</p>
--	--

るのは「第六条第一項第八号」
と、「贈与の時」とあるのは「相
続の開始の時」と、「又は臨時贈
与雇用判定期間の末日において」
とあるのは「において」と、「贈
与報告基準事業年度」とあるのは
「相続報告基準事業年度」と、「
又は臨時贈与雇用判定期間の末日
までに」とあるのは「までに」
と、「又は臨時贈与雇用判定期間
の末日の翌日」とあるのは「の翌
日」と、「又は臨時贈与雇用判定
期間の末日における」とあるのは

	<p>「における」と、</p>	
<p>新規則第十三条の四第一項の表第十三条の三 第一項第二号の項</p>	<p>従業員の数 の合計を当該贈与雇用 判定期間内又は当該臨時贈与雇用 判定期間内に存する当該贈与報告 基準日の数で除して計算した数 が、当該認定に係る贈与の時に おける当該事業所の</p>	<p>従業員の数 が当該認定に係る贈 与の時に おける</p>
<p>当該事業所の常時使用する従業員 の数の合計を当該贈与雇用判定期 間内又は当該臨時贈与雇用判定期 間内に存する当該贈与報告基準日 の数で除して計算した数が、当該 認定に係る贈与の時ににおける当該</p>	<p>当該事業所の常時使用する従業 員数が当該認定に係る贈与の 時ににおける常時使用する従業員 の数に、吸収合併の場合にあつ ては当該特定贈与認定中小企業 者及び吸収合併消滅会社の吸収</p>	

<p>事業所の常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあつては当該特定贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間に存する贈与報告基準日</p>	<p>合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数を、新設合併の場合にあつては新設合併消滅会社の新設合併設立会社の成立の日の直前における常時使用する従業員の数を、それぞれ加えた数</p>
---	---

の数で除して計算した数を、新設合併の場合にあつては新設合併消滅会社の新設合併設立会社の成立の日の直前における常時使用する従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数を、それぞれ加えた数

<p>新規則第十三条の四第</p>	<p>新規則第十三条の四第 一項の表第十三条の三 第一項第三号の項下欄</p>	<p>新規則第十三条の四第 一項の表第十三条の三 第一項第三号の項中欄</p>
<p>贈与の時における常時使用する従</p>	<p>当該売上事業年度における売上金 額</p>	<p>当該売上事業年度における売上金 額</p>
<p>贈与の時における常時使用する</p>	<p>売上事業年度（贈与報告基準事 業年度のうち、災害等が発生し た日の属する事業年度以前の事 業年度を除いたものをいう。以 下この号及び次項において同 じ。）における売上金額</p>	<p>売上事業年度（贈与報告基準事 業年度のうち、災害等が発生し た日の属する事業年度以前の事 業年度を除いたものをいう。以 下この号及び次項において同 じ。）における売上金額</p>

第一項の表第十三条の三
第一項第三号の項下欄

<p>業員の数に、吸収合併の場合にあつては当該特定贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する各雇用基準日の数を乗じてこれを当該特定贈与認定中小企業者に係る各雇用基準日の数で除して計算した数を、新設合併の場合にあつては新設合併</p>	<p>従業員の数に、吸収合併の場合にあつては当該特定贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数を、新設合併の場合にあつては新設合併消滅会社の成立の日の直前における常時使用する従業員の数を、それぞれ加えた数に対する当該特定贈与認定中小企業者の</p>
--	---

<p>新規則第十三条の四第</p>	
<p>当該事業所の常時使用する従業員</p>	<p>の 消滅会社の新設合併設立会社の成 立の日の直前における常時使用す る従業員の数に当該新設合併設立 会社の成立の日から贈与雇用判定 期間の末日又は臨時贈与雇用判定 期間の末日までの期間内に存する 各雇用基準日の数を乗じてこれを 当該特定贈与認定中小企業者に係 る各雇用基準日の数で除して計算 した数を、それぞれ加えた数に対 する当該特定贈与認定中小企業者</p>
<p>当該事業所の常時使用する従業</p>	

<p>二項の表第十三条の三 第一項第二号の項中欄</p>	<p>の数の合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時における当該事業所の常時使用する従業員の数</p>	<p>員の数 が当該認定に係る贈与の時における常時使用する従業員の数</p>
<p>新規則第十三条の四第 二項の表第十三条の三 第一項第二号の項下欄</p>	<p>合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数</p>	<p>合計数</p>
<p>直前における常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から贈与雇用判定期間の末日まで</p>	<p>直前における常時使用する従業員の数</p>	

	<p>の期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日の数で除して計算した</p>	
<p>新規則第十三条の四第二項の表第十三条の三第一項第三号の項中欄</p>	<p>当該特定贈与認定中小企業者の当該売上事業年度における売上金額</p>	<p>当該特定贈与認定中小企業者の売上事業年度（贈与報告基準事業年度のうち、災害等が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額</p>

<p>新規則第十三条の四第 二項の表第十三条の三 第一項第三号の項下欄</p>	<p>当該特定贈与認定中小企業者及び 株式交換完全子会社等の当該売上 事業年度における売上金額</p>	<p>当該特定贈与認定中小企業者及 び株式交換完全子会社等の売上 事業年度（贈与報告基準事業年 度のうち、災害等が発生した日 の属する事業年度以前の事業年 度を除いたものをいう。以下こ の号及び次項において同じ。） における売上金額</p>
<p>新規則第十三条の四第 二項の表第十三条の三 第一項第三号の項下欄</p>	<p>常時使用する従業員の数に当該特 定贈与認定中小企業者の株式交換 効力発生日等の直前における常時 使用する従業員の数に当該株式交 換効力発生日等から贈与雇用判定</p>	<p>常時使用する従業員の数</p>

	<p>新規則第十三条の四第 三項</p>
<p>期間の末日又は臨時贈与雇用判定 期間の末日の翌日以後最初に到来 する雇用基準日までの期間内に存 する各雇用基準日の数を乗じてこ れを当該特定贈与認定中小企業者 に係る各雇用基準日の数で除して 計算した数</p>	<p>「前条第五項の規定により読み替 えられた同条第一項第三号」と、</p>
	<p>「前条第五項の規定により読み 替えられた同条第一項第三号」 と、「第十二条第一項第六号に 規定する贈与報告基準事業年度 」とあるのは「第十二条第三項 第六号に規定する相続報告基準</p>

	<p>「相続報告基準日」と、</p>	<p>事業年度」と、</p> <p>「相続報告基準日」と、「第十二条第一項第六号に規定する贈与報告基準事業年度」とあるのは「第十二条題三項第六号に規定する相続報告基準事業年度」と、</p>
--	--------------------	--